

塩尻市立地適正化計画 届出の手引き

2024月10月
塩尻市

< 目 次 >

1	立地適正化計画と届出制度の概要	1
	（1）立地適正化計画とは.....	1
	（2）届出制度とは.....	3
2	都市機能誘導区域に関する届出	4
	（1）届出対象となる誘導施設.....	4
	（2）届出対象「外」となる誘導施設.....	4
	（3）都市機能誘導区域「外」で届出が必要となる行為.....	4
	（4）都市機能誘導区域「内」で届出が必要となる行為.....	4
	（5）届出の書類.....	5
3	居住誘導区域に関する届出	6
	（1）居住誘導区域「外」で届出が必要となる行為.....	6
	（2）届出の書類.....	7
	様式第 1（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係）.....	8
	様式第 1 記入例.....	9
	様式第 2（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係）.....	10
	様式第 2 記入例.....	11
	様式第 3（都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係）.....	12
	様式第 3 記入例.....	13
	様式第 4（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係）.....	14
	様式第 4 記入例.....	15
	様式第 5（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係）.....	16
	様式第 5 記入例.....	17
	様式第 6（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係）.....	18
	様式第 6 記入例.....	19
	様式第 7（都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係）.....	20
	様式第 7 記入例.....	21

1 立地適正化計画と届出制度の概要

(1) 立地適正化計画とは

現在我が国では、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、同時に、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

こうした中、平成26年5月に都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進することを目的とする「立地適正化計画制度」が創設され、本市では2019年5月7日に計画の公表を行いました。

立地適正化計画では、居住に必要な都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」と具体の「誘導施設」、居住を誘導する「居住誘導区域」を定めています。

図1 塩尻市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域

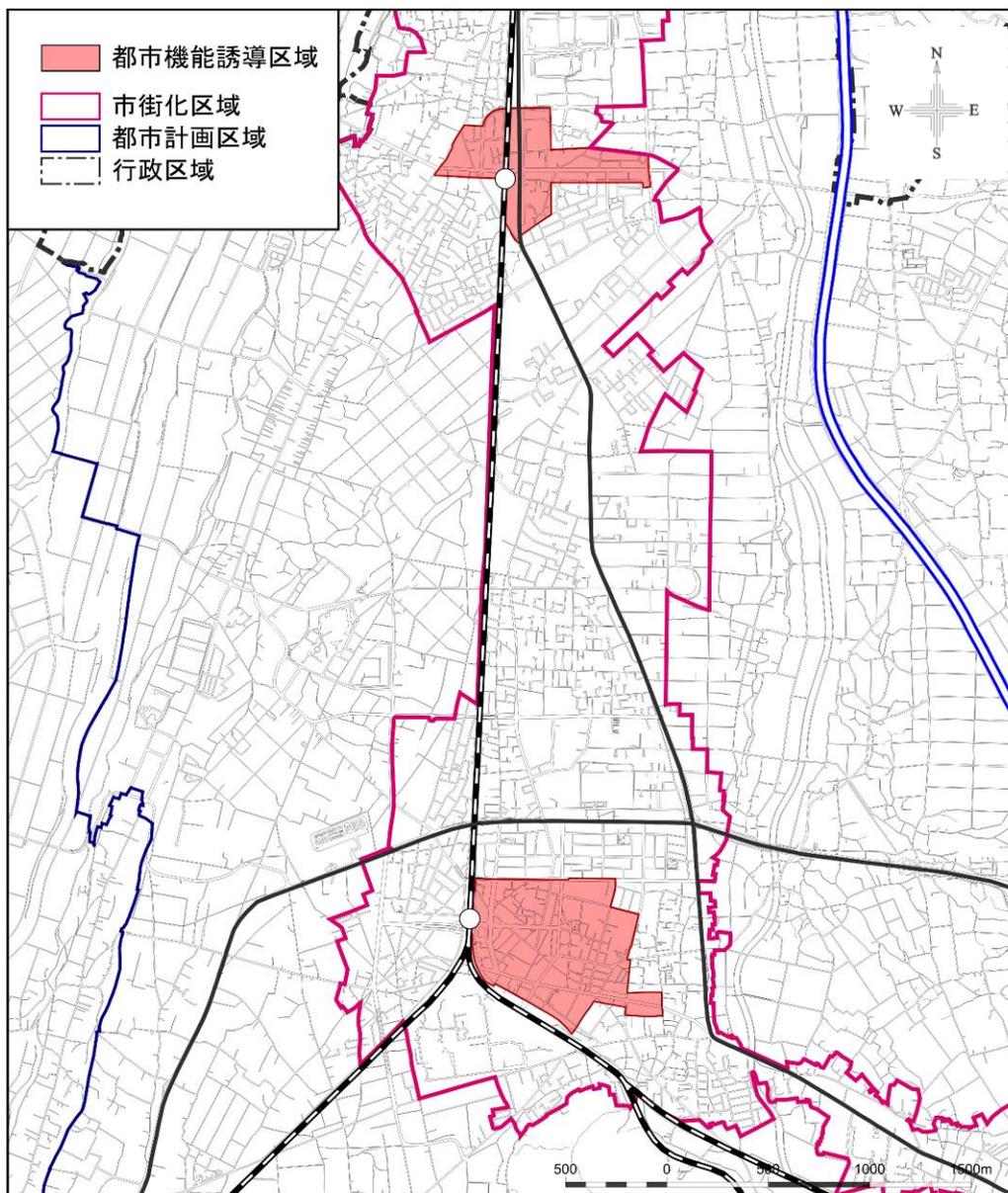
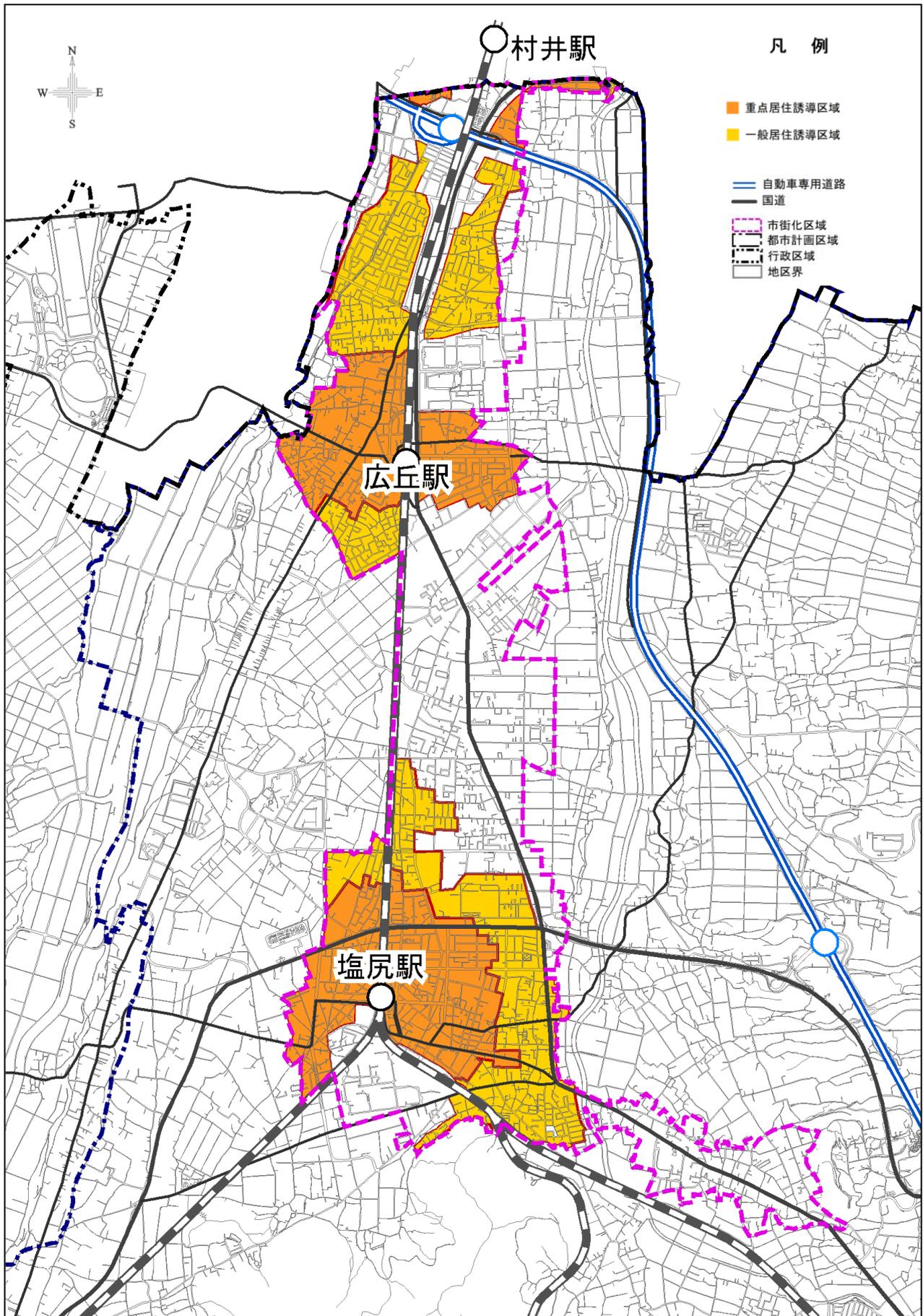


図2 塩尻市立地適正化計画で定める居住誘導区域



(2) 届出制度とは

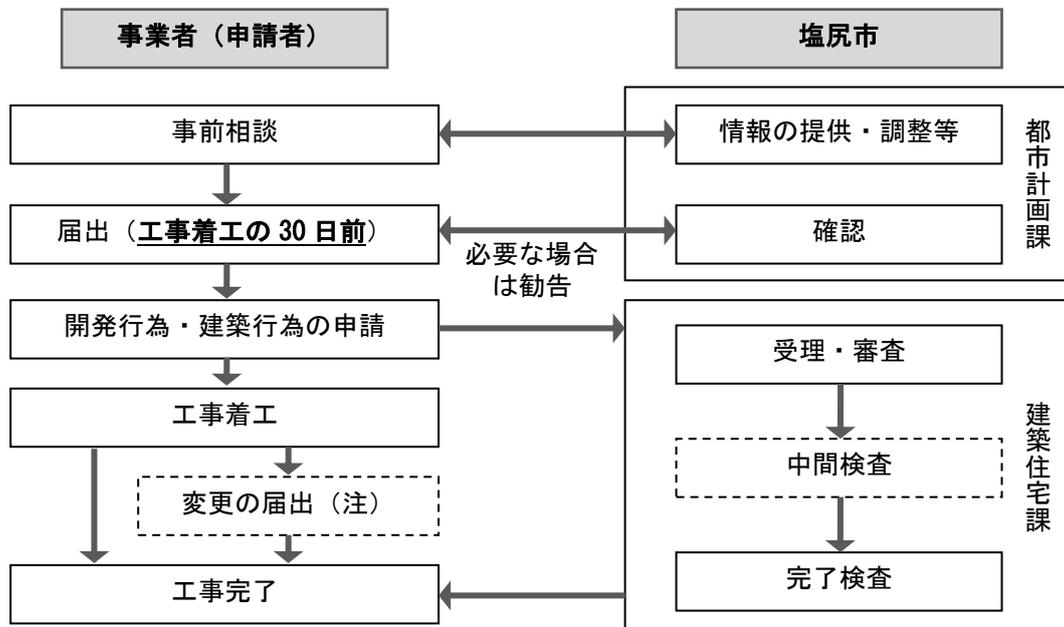
居住誘導区域外、都市機能誘導区域外となる区域（都市計画区域内のみ）では、一定規模以上の住宅の建築行為又は開発行為、そして誘導施設を有する建築物の建築行為又は開発行為を行おうとする場合、着手する 30 日前までに市への届出が義務付けられます。（都市再生特別措置法第 108 号第 1 項）

また、届出の内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の 30 日前までに届出が必要です。（都市再生特別措置法第 108 号第 2 項）

立地適正化計画に基づく届出は、都市計画法に基づく開発許可申請や建築基準法に基づく建築確認申請に先行して申請することが望ましいとされています。このため、対象となる開発行為又は建築行為を行おうとする場合は、事業を検討する早い段階からご相談ください。

なお、区域外での建築又は開発が、誘導区域内での立地誘導を図る上で支障があると認められるとき、市は、協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行うことができます。

図 3 届出等の手続きの流れ



（注：届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の 30 日前までに届出が必要）

届出をせずに、又は虚偽の届出をして誘導施設の建築等を行った場合、30 万円以下の罰金に処せられます。（都市再生特別措置法第 130 条第 3 項）

届出義務を知らずに宅地または建物を購入等した人が不測の損害を被る可能性があるため、宅地建物取引業者は、宅地または建物の売買等において、届出義務に関する規定を説明しなければなりません。（宅地建物取引業法 第 35 条）

2 都市機能誘導区域に関する届出

(1) 届出対象となる誘導施設

本市の都市機能誘導区域では、以下の施設を誘導施設として設定しています。

表 1 誘導施設一覧

区分	誘導施設
医療機能	病院（20床以上の病床を有する医療施設）
子育て支援機能	民間が設置する幼稚園・保育園
学校教育機能	大学・専門学校
商業機能	大規模小売店舗（床面積1,000㎡以上）

(2) 届出対象「外」となる誘導施設

本市では(1)に記載の法に定める誘導施設以外に市独自の誘導施設を設定していますが、市独自の誘導施設においては届出の必要はありません。

表 2 誘導施設一覧

区分	誘導施設
宿泊機能	旅館・ホテル

(3) 都市機能誘導区域「外」で届出が必要となる行為

都市機能誘導区域外において、以下の行為を行おうとする場合は、事前に市への届出が必要となります。

○開発行為

- ・ 誘導施設を有する建築物の開発行為を行おうとする場合

○建築行為

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

(4) 都市機能誘導区域「内」で届出が必要となる行為

都市機能誘導区域内において、既存の誘導施設を休止、又は廃止しようとする場合は、事前に市への届出が必要となります。

(5) 届出の書類

届出は、以下の区分により、所定の届出書に添付図書を添えて提出してください。

○開発行為の場合

①届出書……………様式 1（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係）

②添付図書

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上）
- ・設計図（縮尺 100 分の 1 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図書

○建築行為の場合

①届出書……………様式 2（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係）

②添付図書

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上）
- ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図書

○変更の場合

①届出書……………様式 3（都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係）

②添付図書（それぞれ上記と同様の図書）

○休止・廃止の場合

①届出書……………様式 4（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係）

3 居住誘導区域に関する届出

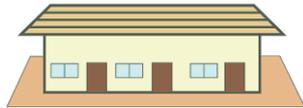
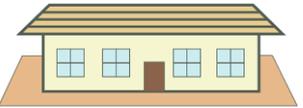
(1) 居住誘導区域「外」で届出が必要となる行為

居住誘導区域外において、以下の行為を行おうとする場合は、事前に市への届出が必要となります。

○開発行為
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

○建築行為
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3戸以上の住宅を新築または、改築しようとする場合 ・ 建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

【届出が必要となる開発行為・建築行為の例】

面積 1,000㎡ 3戸の共同住宅の開発行為・建築行為	届出 必要	
面積 1,000㎡ 2戸の開発・建築行為	届出 必要	
面積 1,000㎡ 1戸の戸建住宅の開発・建築行為	届出 必要	
面積 900㎡ 3戸の戸建住宅の建築行為	届出 必要	
面積 800㎡ 2戸の建築行為	届出 不要	

(2) 届出の書類

届出は、以下の区分により、所定の届出書に添付図書を添えて提出してください。

○開発行為の場合

①届出書……………様式 5（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係）

②添付図書

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上）
- ・設計図（縮尺 100 分の 1 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図書

○建築行為の場合

①届出書……………様式 6（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係）

②添付図書

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上）
- ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図書

○変更の場合

①届出書……………様式 7（都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係）

②添付図書（それぞれ上記と同様の図書）

様式第 1 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係)

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。		
年 月 日		
(宛先) 塩尻市長		
届出者 住 所		
氏 名		
印		
連絡先		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (地名地番)	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 建 築 物 の 用 途	
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	<p>○添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺 1,000 分の 1 以上) ・設計図(縮尺 100 分の 1 以上) ・その他参考となる事項を記載した図書

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

(宛先) 塩尻市長

届出日 **〇〇年 5 月 7 日** (届出日を記入)

届出者 住 所 塩尻市大門七番町 3 番 3 号 (届出者は原則、建主とします)

氏 名 塩 尻 太 郎 (塩尻印)

連絡先 0263-52-0280 (開発区域の地名地番を記入)

工事の着工 30 日前までに届出が必要となります。

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (地名地番)	塩尻市大門一番町〇〇番地〇〇
	2 開 発 区 域 の 面 積	2, 0 0 0 平方メートル
	3 建 築 物 の 用 途	病院 (病床数 3 0 床)
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	〇〇年 6 月 7 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	〇〇年 8 月 7 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	○添付書類 ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1,000 分の 1 以上) ・設計図 (縮尺 100 分の 1 以上) ・その他参考となる事項を記載した図書

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第 2 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <p> } { 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 </p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 塩尻市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">連絡先</p>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	<p>地名地番：</p> <p>地目： 面積： 平方メートル</p>
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	<p>行為の着手予定年月日： 年 月 日</p> <p>行為の完了予定年月日： 年 月 日</p> <p>○添付図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内における建築物の位置を表示する図面 (縮尺 100 分の 1 以上) ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 50 分の 1 以上) ・その他参考となる事項を記載した図書

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第2（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

該当するものに○

（宛先）塩尻市長

届出日 届出日を記入

届出者は原則、建主とします

行為の着手30日前までに届出が必要となります。

届出者 住所 塩尻市大門七番町3番3号

氏名 塩尻 太郎 塩尻 印

連絡先 0263-52-0280

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	地名地番：塩尻市大門一番町〇〇番地〇〇 地目：宅地 面積：2,000平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	病院（病床数30床）
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	行為の着手予定年月日：〇〇年6月7日 行為の完了予定年月日：〇〇年8月7日 ○添付図書 ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上） ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上） ・その他参考となる事項を記載した図書

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第3（都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）塩尻市長

届出者 住 所

氏 名 印

連絡先

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日
2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
4 変更部分に係る行為の完了予定日： 年 月 日
5 その他必要な事項

○添付書類

●開発行為変更の場合

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）
- ・設計図（縮尺100分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図書

●建築行為変更の場合

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図書

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

行為の変更届出書

(宛先) 塩尻市長

届出日を記入 ○○年5月8日

行為の着手30日前までに届出が必要となります。

届出者は原則、建主とします

届出者 住所 塩尻市大門七番町3番3号
氏名 塩尻 太郎
連絡先 0263-52-0280



都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 ○○年5月7日
- 2 変更の内容
○面積の変更 (2,000㎡→1,800㎡)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 ○○年6月8日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日: ○○年8月8日
- 5 その他必要な事項

○添付書類

●開発行為変更の場合

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺1,000分の1以上)
- ・設計図 (縮尺100分の1以上)
- ・その他参考となる事項を記載した図書

●建築行為変更の場合

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面 (縮尺100分の1以上)
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺50分の1以上)
- ・その他参考となる事項を記載した図書

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第 4（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係）

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

（宛先）塩尻市長

届出者 住 所

氏 名 印

連絡先

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 2 休止（廃止）しようとする年月日 年 月 日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - （1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - （2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

誘導施設の休廃止届出書

(宛先) 塩尻市長

休止（廃止）の 30 日
前までに届出が必要と
なります。

届出日を記入

〇〇年 5 月 7 日

届出者 住所 塩尻市大門七番町 3 番 3 号
氏名 塩尻 太郎
連絡先 0263-52-0280

届出者は原則、
建主とします



都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

〇〇病院（病床 30 床）

塩尻市大門〇〇番地〇

2 休止（廃止）しようとする年月日

〇〇年 6 月 7 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

新元号元年 6 月 7 日から新元号 1 年 6 月 7 日まで

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

様式第 5 (都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係)

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 塩尻市長

届出者 住 所

氏 名

印

連絡先

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (地名地番)	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 住 宅 等 の 用 途	
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	念 月 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	<p>○添付図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺 1,000 分の 1 以上) ・設計図(縮尺 100 分の 1 以上) ・その他参考となる事項を記載した図書

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

(宛先) 塩尻市長

届出者は原則、
建主とします

届出日を記入

〇〇年5月7日

工事の着工30日前ま
でに届出が必要となり
ます。

届出者 住 所 塩尻市七番町3番3号

氏 名 塩尻 太郎



連絡先 0263-52-0280

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (地名地番)	塩尻市大門一番町〇〇番地〇〇
	2 開 発 区 域 の 面 積	2, 0 0 0平方メートル
	3 住 宅 等 の 用 途	専用住宅(10区画)
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	〇〇年6月7日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	〇〇年8月7日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	<p>○添付図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺1,000分の1以上) ・設計図(縮尺100分の1以上) ・その他参考となる事項を記載した図書

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第 6 (都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">住宅等の新築</p> <p style="margin: 0;">建築物を改築して住宅等とする行為</p> <p style="margin: 0;">建築物の用途を変更して住宅等とする行為</p> </div> <div style="margin-left: 10px;">} について、下記により届け出ます。</div> </div>	
<p>年 月 日</p>	
<p>(宛先) 塩尻市長</p>	
<p>届出者 住 所</p>	
<p>氏 名</p>	
<p>印</p>	
<p>連絡先</p>	
<p>1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積</p>	<p>地名地番：</p> <p>地目： 面積： 平方メートル</p>
<p>2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>行為の着手予定年月日： 年 月 日</p> <p>行為の完了予定年月日： 年 月 日</p>

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築

 } 建築物を改築して住宅等とする行為 } について、下記により届け出ます。
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 }

届出日を記入 ○○年 5 月 7 日

(宛先) 塩尻市長

行為の着工 30 日前までに届出が必要となります。

届出者 住所 塩尻市大門七番町 3 番 3 号

氏名 塩尻 太郎 塩尻 印

届出者は原則、建主とします

連絡先 0263-52-0280

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	地名地番：塩尻市大門一番町○○番地○○ 地目：宅地 面積：2,000 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅 (8 戸)
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	行為の着手予定年月日：○○年 6 月 7 日 行為の完了予定年月日：○○年 8 月 7 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第 7 (都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係)

行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 塩尻市長

届出者 住 所

氏 名 印

連絡先

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
2 変更の内容

- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
4 変更部分に係る行為の完了予定日 : 年 月 日
5 その他必要な事項

○添付書類

●開発行為変更の場合

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1,000 分の 1 以上)
- ・設計図 (縮尺 100 分の 1 以上)
- ・その他参考となる事項を記載した図書

●建築行為変更の場合

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面 (縮尺 100 分の 1 以上)
- ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 50 分の 1 以上)
- ・その他参考となる事項を記載した図書

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

行為の変更届出書

〇〇年5月8日

（宛先）塩尻市長

届出者 住所 塩尻市大門七番町3番3号

氏名 塩尻 太郎



印

連絡先 0263-52-0280

行為の着工30日前までに届出が必要となります。

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日

〇〇年5月7日

2 変更の内容

○面積の変更 1,500㎡→2,000㎡

○住宅区画数の変更 住宅用区画数の変更 6区画→8区画

3 変更部分に係る行為の着手予定日

〇〇年6月8日

4 変更部分に係る行為の完了予定日：

〇〇年8月8日

5 その他必要な事項

○添付書類

●開発行為変更の場合

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）
- ・設計図（縮尺100分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図書

●建築行為変更の場合

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図書

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。